

公益信託 須田記念緑内障治療研究奨励基金

平成 30 年度 募集要項

公益信託須田記念緑内障治療研究奨励基金は、熊本大学において眼科学の指導研究、とくに緑内障の研究・治療に永年尽くされました故須田経宇名誉教授により設立されました。緑内障又はその治療に関する優れた研究を助成する為、下記要項により助成金交付申請を募集致します。

1 助成対象

緑内障に関する研究全般を対象とし、申請された研究課題に助成します。

2 応募資格

- ① 日本眼科学会会員である者
- ② 申請時において年齢 45 歳以下の者
- ③ 緑内障を専攻し、臨床・研究を継続する意志のある者
- ④ 緑内障治療研究に実績のある者
- ⑤ 日本国籍を有する者
- ⑥ 自薦・他薦は問わない

3 選考基準

- ① 研究計画が優れたものであり、かつ研究者の過去の実績等に照らし優れた成果が期待出来ること。
- ② 申請目的が緑内障治療研究に関するものであり、その資金使途が明確であること。
- ③ 申請内容に照らして、助成金の使途予定が適正であること。
- ④ 選考委員が申請者の遂行能力の高さを評価出来ること。

4 助成件数及び金額

1～3 件 総額 300 万円

(1 件当り 100 万円を標準とします。)

助成金を大学等の委任経理における間接経費に充当することはできません。
学会参加費及び旅費への支出は助成金額の 2 割以内に止めるものとします。

5 応募方法

当基金所定の申請書に必要事項を記入し、下記宛先へご郵送下さい。申請書は下記照会先記載の URL からダウンロードして下さい。なお、応募書類は返却いたしませんのでご了承ください。

6 応募期間

平成 30 年 11 月 1 日 (木) ～平成 30 年 12 月 25 日 (火) (当日消印有効)

7 選考方法及び通知

募集締切後に開催する当基金運営委員会において選考決定の上、平成 31 年 3 月上旬に申請者に書面でその結果をお知らせします。

なお、助成対象者の氏名・所属等につきましては、公表させて頂く場合がありますので、あらかじめご了承下さい。

助成金は、指定の銀行口座等 (本人名義限定) へお振り込みします。

8 助成金使用報告

助成対象の研究終了後、平成 31 年 12 月末までに次の書類を受託者宛に提出して頂きます。

- ① 助成金使用報告書 (領収証等の確証を添付下さい。)
- ② 研究結果概要報告書 (A4 縦判用紙 3 枚程度、様式自由)

【申請書の提出先・照会先】

〒105-8574 東京都港区芝 3-33-1

三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託グループ
須田記念緑内障治療研究奨励基金 申請口

TEL 03-5232-8910 (受付: 平日 9 時～17 時) FAX 03-5232-8919

申請書 URL <https://www.smtb.jp/personal/entrustment/management/public/example/list.html>

(※) 公益信託とは

個人の方が公益活動のために財産を提供しようという場合や、法人が利益の一部を社会に還元しようという場合などに、信託銀行に財産を信託し、信託銀行は公益信託契約で定められた公益目的に従ってその財産を管理・運用し、公益活動を行う制度です。